平成２１年（フ）第３４９号
長野県安曇野市穂高柏原1325番地
債務者　中島　孝司
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１４０号
三重県名張市つつじが丘南７番町148番地
債務者　大林　一美
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１４２号
三重県名張市つつじが丘北７番町53番地
債務者　里中　松榮
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１０８４号
京都市西京区桂芝ノ下町18番地17　コスモリブル桂201、申立前の住所愛知県瀬戸市坂上町546番地
債務者　林貴弘こと　康　　松湖
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４５７号
京都市西京区上桂前田町28番地の14
債務者　花岡　勇人
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４５８号
京都市西京区上桂前田町28番地の14
債務者　花岡　千恵
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５３３号
京都市伏見区羽束師鴨川町41番地22
債務者　塩谷　仁浩
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５３４号
京都市伏見区羽束師鴨川町41番地22
債務者　塩谷美恵子（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８２５号
京都市南区吉祥院車道町８番地　第二治乃荘２－６
債務者　松田　隆司
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８２９号
京都市南区上鳥羽堀子町32番地　マンションヒロ103号
債務者　檜垣　健一
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８６４号
京都市西京区下津林中島町182番地11
債務者　矢野　利佳（旧姓林田・大勝）
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８６６号
京都市山科区東野狐藪町16番地60　アダチハイツ105号室
債務者　山口　髙司
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９３２号
京都市下京区下松屋町通松原下る２丁目下長福寺町293番地３　サンフォニア五条大宮10－Ｆ
債務者　宮井　雅子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９４６号
京都市西京区大原野東竹の里町４丁目２番地58棟504号
債務者　藤井　　愛
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９９８号
京都市右京区太秦東蜂岡町２　レックスつばき４－Ｂ、住民票上の住所京都市西京区大枝東長町１番地247　エクセル東長105号
債務者　三田　慎吾
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０２２号
京都市伏見区西奉行町１番地　桃陵団地53棟403号
債務者　谷口　政惠
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第６１号
奈良県五條市住川町150番地の５
債務者　森本　良治
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第６２号
奈良県吉野郡十津川村大字平谷418番地の１
債務者　栗栖太久磨
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
奈良地方裁判所五條支部